

これについては、原則、「初診時」及び「再診時において、前回診療時から情報に変更があった場合」にのみ行うものとする（再診時には、中継DBを経由して保険者の資格情報データベースに問い合わせることにより、前回診療時から情報の変更の有無を確認し、変更が無かった場合は、情報の取得は行わず、医療機関の端末画面上で保険資格確認のみを行うものとする。）。

なお、この仕組みが機能するためには、導入により医療機関の窓口業務に混乱が生じないようにする⁷とともに、レセプトに自動転記される情報のフォーマット等に関するルール設定等を行う必要があることから、これらの点について、今後検討を行う。

また、オンラインによる医療保険資格の確認と医療保険資格情報のレセプトへの自動転記を実現するためには、保険者、医療機関等のシステムの整備・改修や安全なネットワークの構築等のために費用がかかるなどの課題が存在することから、これらの点についても、今後検討を行う必要がある。

（3）年金、介護保険の資格確認

社会保険事務所での年金に関する資格確認、介護保険サービスを受ける場合の資格確認についても、医療保険と同様の又はそれに準じた仕組みで行うことが考えられるが、これらについては、関係者の意見を聞きつつ、今後更に検討を行う。

⁷ 医療機関においては、特に、月曜日の午前中に外来患者が集中する傾向があるが、混雑した場合であっても、事務等に大きな混乱が生じることのないようにする必要がある。

(4) 保険者間の情報連携

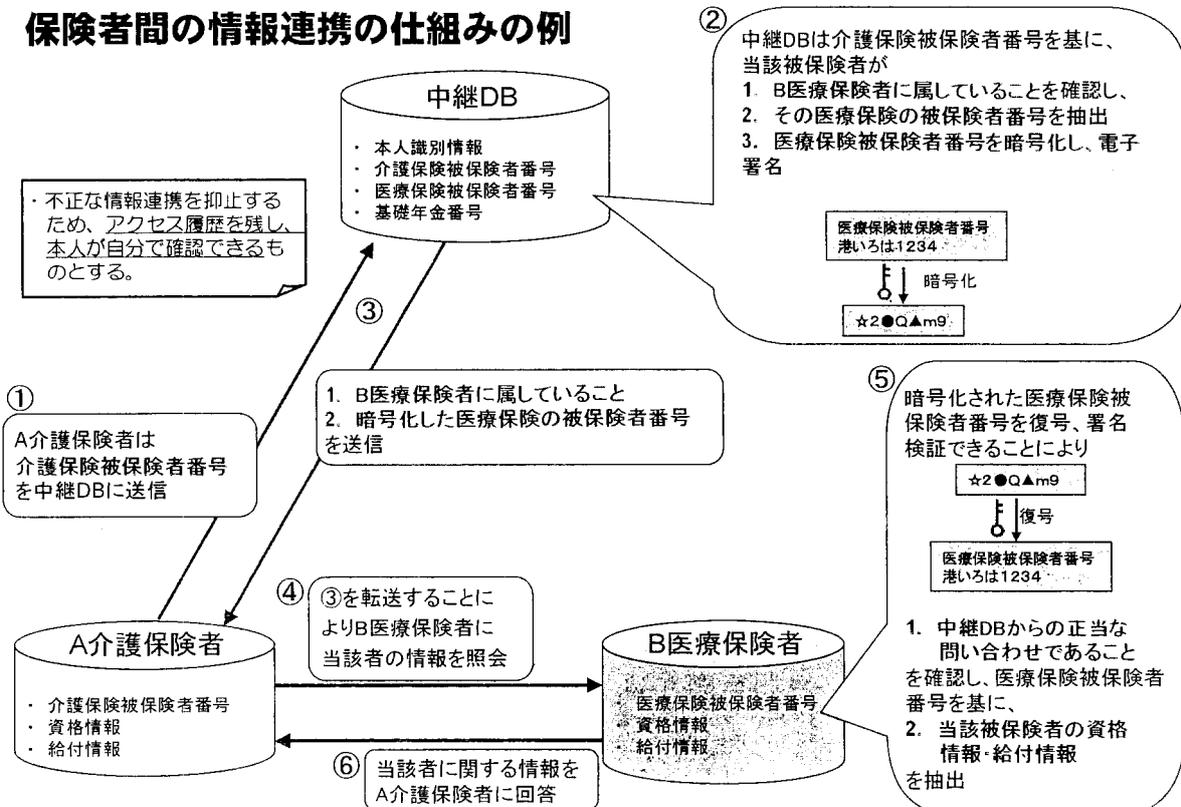
高額介護合算療養費や出産育児一時金の給付のように、制度や保険者をまたがった調整が必要な事務については、各保険者が、被保険者に対し、他の制度における給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報をもとに他の保険者等に電話で問い合わせを行ったりする必要があるなど、被保険者にも、保険者にも負担が生じる。

また、これらの給付は、被保険者からの申請に基づいて行われるため、手続漏れにより、本来受けられるはずの給付が受けられないといった事例や、転居・転職等に伴い必要となる保険資格の取得手続を忘れていたことで、本来納付すべきはずの保険料が納付されないといった事例が発生している。

こうした課題を解決するため、中継DBを使った保険者間の情報連携の仕組みについて検討を行った。そのイメージは、下図のとおりである。

なお、保険者間の情報連携の仕組みについては、適正な情報連携に限定するため、アクセス履歴を残し、本人が自分で確認できるものとするなど、プライバシー侵害・情報の一元管理に対する不安が極力解消されるようにするとともに、このような仕組みを実現するに当たっての課題にも留意しつつ、運用面での対応や制度的な対応を行うことを含め、今後、更に検討を行う必要がある。

保険者間の情報連携の仕組みの例



第6章 ICカードが使用できない場合の対応

第4章・第5章においては、すべての利用者がICカードを保有し、かつ、医療機関等にもICカードに対応した環境が整備されていることを前提としていたが、実際には、カード導入後の「現行の被保険者証等からの移行期間」や「訪問看護・往診の場合等カードが使用できない状況」、「停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等により一時的にICカードの機能が使用できない状況」が存在する。

本章では、第3章で述べた今回仮定した仕組みに基づいた場合に、上記で述べたようなICカードを利用できない期間・状況においても、できるだけ円滑な運用が可能となることを目標に検討を行った。

(1) オンラインによる医療保険資格の確認・レセプトへの自動転記について

医療機関においては、ICカードの機能が使用できない場合等であっても、何らかの形で保険資格の確認とレセプトの作成を行わなければならない、少なくとも、現行の健康保険証と同等の運用が継続できるようにすることが必要である。

これらのことを考えると、例えば、以下の①及び②の場合には、下記のいずれか（又はその組み合わせ）での対応が考えられる。

- ① ICカードの故障、破損等によりICチップ内の情報の読み取りができない場合
 - ・ 医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
 - ・ カード券面（裏面を含む。以下同じ。）に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
- ② ICカードに対応した環境が整備されていない場合（又は、読み取り端末の故障やネットワークやシステムが停止した場合）
 - ・ 医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
 - ・ カード券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
 - ・ 携帯電話等の携帯端末でICカードを読み取り、資格確認を行う。

以上のことから、移行期間やICカードの機能が使用できない状況においても、現行の被保険者証と同等の運用を継続するためには、保険資格情報を記載した別紙を交付することや、カード券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておくといった措置が必要となる。

これらの措置については、別紙を交付することは交付主体の事務が増えるとともに、利用者はICカードと別紙の両方を携帯しなければならない場合もあり、利便性を損なうといった面がある。また、カード券面にレセプト請求等が

可能な情報(制度共通の統一的な番号等の本人識別情報)を記載する場合には、制度・本人の意図しないところで名寄せに使われるなどのリスクが高まることになる。

以上の点も含め、「現行の被保険者証等からの移行期間」や「訪問看護、往診の場合等 I Cカードが利用できない状況での運用」、「停電等のトラブル発生時の運用」について、それぞれの相違点にも留意しつつ、制度的な対応、技術開発による代替手段の確立(携帯電話等の携帯端末の活用)も含めて、具体的な対応策を今後更に検討する必要がある。

(2) 年金記録等の情報閲覧について

年金記録等の情報閲覧については、オンラインによる医療保険資格の確認やレセプトの自動転記と異なり、一時的に I Cカードが使用できない状況等において、何としてもその場で行う必要があるとは考えにくい。

したがって、例えば、ネットワーク環境が回復するのを待ってから行う、社会保険事務所等に設置する情報端末から情報を閲覧する等の方法で対処が可能であると考えられる。

第7章 カードの発行・交付方法等

(1) カードの発行・交付方法検討に当たっての考慮要素

これまで述べてきた社会保障カード（仮称）の仕組みは、カードが確実に本人に交付されたという信頼が存在することが前提となる。

具体的なカードの交付方法を検討するに当たっては、

- ① 交付対象者が市町村や保険者の窓口に行く必要があるかどうかといった「交付対象者の利便性」
- ② カード交付までに必要となる手続やそれに必要となる時間といった「交付者の事務負担」
- ③ どの程度確実に本人同定ができるかといった「技術的な実現可能性」

などを踏まえる必要がある。

その際、交付対象者が窓口に行く必要があるかどうかやカードの交付を郵送で行うことができるかについては、社会保障カード（仮称）の機能に鑑み、カード交付時にどの程度厳格な本人確認を必要とするか等を検討する必要がある。厳格な本人確認による信頼性確保と交付対象者の利便性等とは、一方を重視すれば一方は不十分になる関係にあることに留意する必要がある。

(2) 検討に当たっての仮定

現在の年金手帳⁸、健康保険証、介護保険証は年金・医療・介護の各制度の保険者から発行・交付されているが、これらの保険者は、制度により、国、市町村、健康保険組合等と異なっている⁹ことから、1枚でこれらの保険証等の役割を果たす社会保障カード（仮称）の発行・交付方法について検討するに当たり、カードの発行主体、交付主体について以下のような仮定を置いて検討を行った。

なお、これらの検討に当たっての仮定については、地方自治体や関係省庁の了解を得たものではない。

- ① カードの発行主体については、社会保障カード（仮称）が年金手帳、健康保険証、介護保険証といった複数制度にまたがる機能を持つことから、年金制度、医療保険制度における調整に関すること等を行うとされている厚生労働大臣であると仮定。
- ② カードの交付主体については、
 - ・住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること
 - ・国民から見てもっとも身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと等を踏まえ、市町村と仮定。

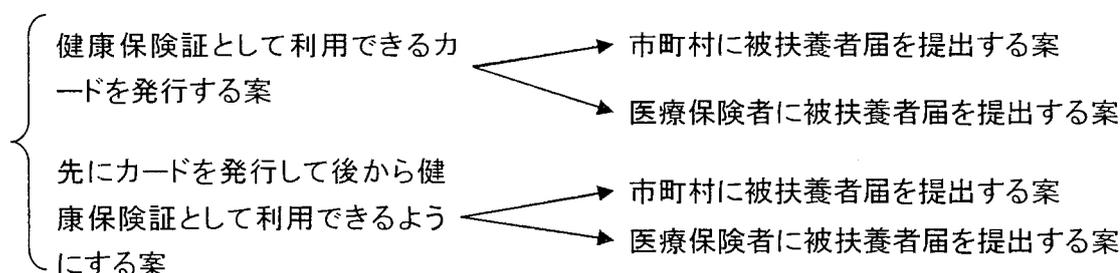
⁸ 初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、年金手帳は交付されず、基礎年金番号通知書が交付されている。

⁹ 年金については国や共済組合が、医療保険については国、健康保険組合、市町村、共済組合、国民健康保険組合、広域連合等が、介護保険については市町村等が保険者となっている。

(3) 出生時の発行・交付方法（出生時フロー）

カードの発行・交付方法を検討する際には、発行されたカードが広く利用されるものとなることも重要であり、そのような観点も含め、出生後初めてカードを交付する場合（出生時フロー）として、「健康保険証として利用できるカードを発行する案」と「先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案」について検討を行うとともに、それぞれにつき、利用者の利便性向上の観点等から、被用者保険の場合に医療保険の被扶養者届を市町村で受け付ける案について検討を行った（出生時については、一定年齢以下の者は扶養者や世帯主のカードでサービスを利用することとする案も考えられる）。

(出生時フロー)



(4) 既発行保険証からの切替え、住所変更時の手続等

これらに加えて、社会保障カード（仮称）導入時においてすでに発行されている保険証等を切り替える場合の方法、発行されたカードにつき、転居、氏名変更、保険者異動、カード紛失・更新等の際の手続をどのようにして行うか等についても検討を行った。

(その他の検討項目)

- ・既発行保険証等からの切替え方法
 - 医療保険者で手続きして市町村で交付する案
 - 市町村で手続きして市町村で交付する案
- ・年金手帳としての機能の追加方法
 - 20歳未満で就職した場合
 - 未就職で20歳に到達した場合
- ・保険者異動時等の手続・カード使用方法
 - 住所変更
 - 氏名変更
 - 医療保険者変更
 - 介護保険者変更
- ・カード紛失時、破損時の対応方法
- ・カードの更新方法

(5) 今後の検討方針

上記のカードの発行・交付方法等¹⁰については、

- ・そもそも被扶養者届を市町村で受け付けることができるかどうか
 - ・関係者間でどのように交付対象者の情報をやりとりし本人を同定するか
- といった課題もあることから、上記で述べた交付対象者から見た利便性や交付に係る事務負担といった観点から、今後さらに市町村等の関係者の意見を踏まえつつ、精査していくこととする。

その際には、出生時からカードを交付する必要があるのかどうかについても議論があったことに留意する必要がある。

¹⁰ 今回、発行・交付方法の検討に当たっては、仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的な個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合も可能である。

第8章 関連しうる他の仕組み等の活用のための課題

費用対効果を高めるといった観点からは、社会保障カード（仮称）で必要とするICチップを含む媒体や認証基盤、医療機関等におけるネットワーク基盤等につき、関連しうる他の仕組み等を可能な限り活用することで、社会保障カード（仮称）のためだけに新たな投資を行うことを極力避けることが重要である。

（1）既存のICカード・ICチップを含む媒体の利用

①住民基本台帳カード

現在市町村から交付されている住民基本台帳カード（住基カード）の利用については、既存のICカードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることが可能であり、さらに、社会保障カード（仮称）の仕組みで利用する本人識別情報を格納する器として既発行の住基カードを活用できる場合には、新たなカードの発行を不要とすることができると考えられる。

平成20年6月11日にIT戦略本部でとりまとめられた「IT政策ロードマップ」においては、「住民基本台帳カードの普及にあたっては、社会保障カード（仮称）の議論と一体的に検討を進める」とされているところであり、今後更に検討を進めていく必要がある。

その際には、現在の仕組みを前提とすると、

- ・ 市町村をまたがる住所変更の際には住基カードの再発行が必要となること
- ・ 住基カードは希望者に交付することになっていること
- ・ 現在の住基カードは自治事務として市町村長が発行責任者となっていること

等に留意する必要がある。

②その他のICカード

金融機関により発行されたカード等の既に民間で発行されているICカードを媒体として利用できるかについては、技術的に可能と考えられるものの、

- ・ 媒体の提供主体ごとに媒体管理のシステムが異なり、サービスの相互運用性が確保されていない。
- ・ 一般的に民間カードにおいては、カード発行者がカード所有者となっており、利用者の状況によっては、カード発行者がカードを回収する等の場合がある。この時、社会保障サービスを受けられなくなることが考えられる。

等の問題点があり、今後、更に検討する必要がある。

その他、外国人に対して発行することが検討されている在留カード（仮称）等、他の分野におけるICカード化の動向についても留意する必要がある。

③携帯電話

携帯電話を媒体として利用できるかについては、技術的に可能と考えられるものの、

- ・ 媒体の提供主体ごとに媒体管理のシステムが異なり、サービスの相互運用性が確保されていない。
- ・ 現在の手続を前提とした場合、媒体と本人との結びつきの厳格さに欠けるおそれがある。(例：他人に成りすまして携帯電話を購入している場合)等の問題点があり、今後、更に検討する必要がある。

(2) 認証基盤の活用

①公的個人認証の活用

情報の閲覧等を行う際、ネットワーク上での厳格な本人確認を行うことにより成りすましなどを防ぐ必要がある。その具体的な仕組みとしては、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された方法として認められている公的個人認証サービスの電子証明書を用いる方法を今後検討する必要がある。

②HPKIの活用

厚生労働省で構築している保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）¹¹を資格確認等における医療関係者資格を有することの確認に用いることを今後検討する必要がある。また、現在、HPKIは電子署名基盤であることから、認証用証明書の発行についても今後検討する必要がある。

(3) ネットワーク基盤としてのレセプトオンラインネットワークの活用

平成18年4月から開始された、医療機関や薬局から審査支払機関へのレセプトの送付のオンライン化は、規模による段階的整備が今後進捗する予定である。

今後、医療機関等と審査支払機関とのネットワークが整備されていくことが見込まれ、また、これらの動きを踏まえ、医療機関等のIT基盤が整備されていくことが想定される。

医療機関等におけるオンライン資格確認を可能とするための環境整備については、新たな投資を極力避けるため、これらの基盤を活用することが有効と考えられる。

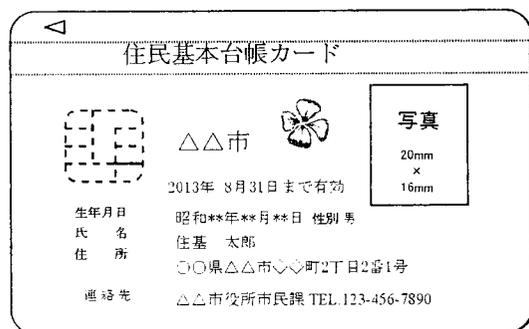
(4) 電子政府関連施策等との連携

現在、内閣官房で検討が行われている電子私書箱（仮称）及びオンライン利用拡大策等の電子政府への取組みの動向や、社会保障分野の周辺で進捗する他の情報化政策にも注意を払いつつ検討を進める必要がある。

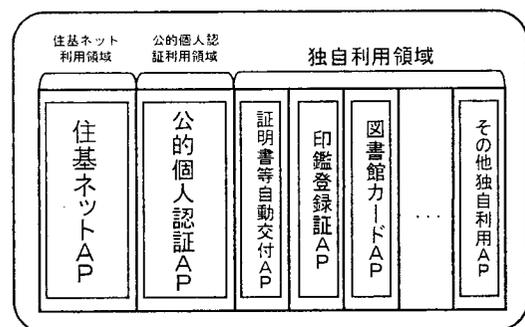
¹¹ 電子署名法にも適合した電子証明書を用いて、実在する自然人であることと同時に、医師・薬剤師等医療に関する公的資格を有することを証明するため、保健医療福祉分野の公開鍵基盤として構築した電子署名検証基盤

住民基本台帳カード

希望者に住民基本台帳
カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)



- ① 日常生活での本人確認に使える。
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。
全国どこでも住民票の写しが交付できる。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に
使える。
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サー
ビス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に
利用できる。

住民基本台帳カードの記載事項等

I 券面記載事項

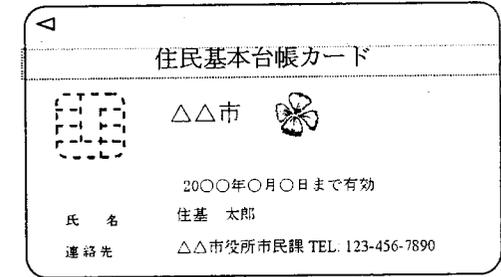
(A) 氏名、住基カードである旨、交付地市町村名、有効期限

希望者はさらに

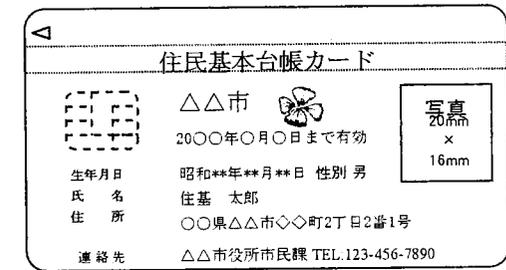
(B) 生年月日、性別、住所、写真 (→身分証明書)

※ 券面に住民票コードは記載されません。

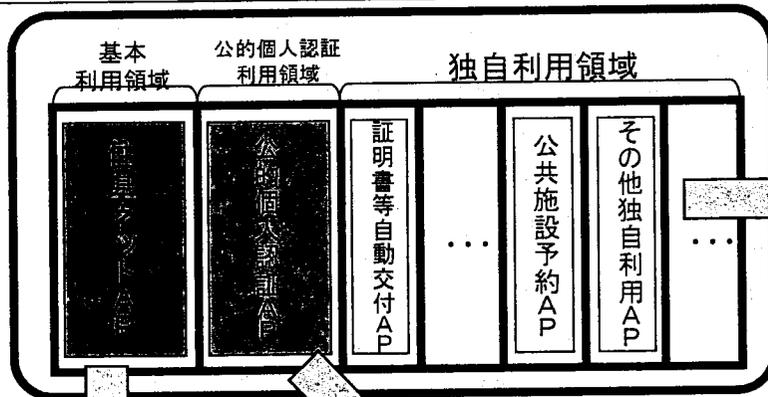
様式
A



様式
B



II ICチップへの記録事項



① 基本利用領域

- ・住民票コード
- ・相互認証情報
- ・暗証番号

② 公的個人認証領域

- ・電子署名用の秘密鍵
- ・電子証明書
- ・パスワード

③ 独自利用領域

- ・利用者番号(≠住民票コード)など

住民基本台帳カードの交付の流れ

<主な作業項目>

<主な作業内容>

① カード交付申請

本人確認

- ・住民から住民基本台帳カード交付申請
- ・本人確認(運転免許証など写真付きの官公署発行の免許証等で確認。これらが無い場合は住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、後日、住民がその回答書及び本人確認書類(市町村の交付する敬老手帳など。写真なしで可)を持参することにより確認。)

② 申請内容の審査・システムへの登録

- ・申請内容のチェック
- ・二重交付に該当しないかのチェック
- ・申請内容をシステムに登録

③ カード券面印刷・ICチップへのデータ書込

- ・住民基本台帳カード表面に氏名、有効期限等を印刷。身分証明書とする場合は、更に、住所、生年月日、性別、写真を印刷。
- ・カードICチップ内に住民票コード、相互認証情報等を記録。

④ 暗証番号設定・カード有効化

本人確認
(即日交付でない場合)

- ・住民が住民基本台帳カードに暗証番号を設定。
- ・暗証番号の設定によりカード利用が可能になる。

⑤ カード交付

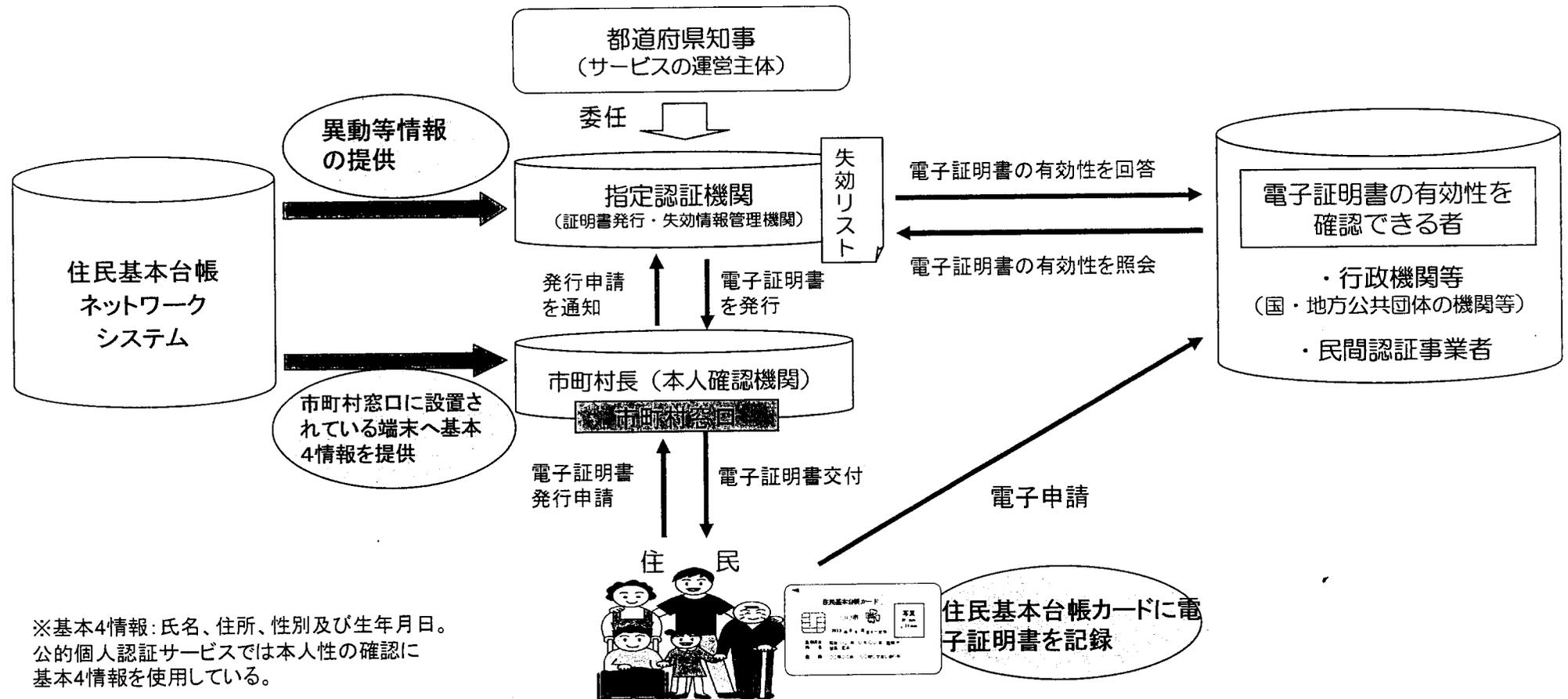
- ・即日交付でない場合、住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、窓口で住民の持参した回答書及び本人確認書類により本人確認。

- <凡例>
- 住民と職員が窓口で行う作業
 - 職員が行う作業

公的個人認証サービスの概要

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



※基本4情報: 氏名、住所、性別及び生年月日。
公的個人認証サービスでは本人性の確認に基本4情報を使用している。

公的個人認証サービスの特長

1. 厳格な本人確認

- ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
- ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。

2. 電子証明書の用途

- ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
- ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。

3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

- ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
- ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

- ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。

4. 電子証明書の格納媒体

- ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
- ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。

5. 二重発行の禁止

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。

6. 電子証明書の発行状況

平成20年7月末現在で、約73.7万枚。